

保護者 様

川俣町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業の延長について

緊急事態宣言及びそれに基づく要請により、臨時休業中ではありますが、県内における新型コロナウイルスの感染状況は、予断を許さぬ状況にあります。

また、4月28日には、福島県教育委員会教育長より、「5月7日以降の当面の休業延長要請」があったところです。

教育委員会といたしましては、国や県の動向を踏まえ、5月7日・8日を引続き臨時休業とし、学校再開を5月11日（月）といたします。子どもの安全安心な生活環境と感染拡大防止のための措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。今後、緊急事態宣言の延長等があった場合には、臨時休業期間の新たな延長があることをご理解ください。

連休中、不要不急の外出等を控え「人との接触を8割減らす」生活を送ることが重要です。ご家族が協力し、「新型コロナウイルスに感染しない・させない」生活に努めてください。

記

1 臨時休業

○ 幼稚園

・令和2年4月21日（火）～5月10日（日）

※5月11・12日 【午前保育】

◎ 預かり保育は実施しますが、当面の間、極力家庭での保育をお願いいたします。

○ 小・中学校

・令和2年4月21日（火）～5月10日（日）

※5月11・12日 【短縮午前中授業】

* 小学校は12日から給食

中学校は11日から給食

◇中学校の部活動は行いません。

《小学校》

1校時40分授業で4校時限

《中学校》

1校時45分授業で4校時限

2 臨時休業明けの生活

(1) 登校園前

○ 登校園前、検温とかぜ症状(発熱、せき、のどの痛み等)の有無を確認してください。

⇒ かぜ症状の際は、登校園せずに、家庭で休養させてください。

※ かぜ症状が続くときは、医療機関等へ早めの相談・受診をし、結果を学校へ連絡してください。

(2) 下校・降園後

○ 下校・降園後は、自宅で過ごさせてください。

○ 不要不急の外出は避け、登下校や外出には必ずマスクを着用させてください。

3 その他

(1) 時程及び時間割等は、メール又は電話等により、各校園からお知らせいたします。

(2) 各学校での預かり児童の受け入れは、今までとおり行います。希望の際は、各学校へ連絡してください。

◎ 受け入れ期間：5月8日（金）までの平日

◎ 受け入れ時間：8：15～15：00

◎ 受け入れ内容：自習体制

◎ そ の 他 ：給食無し・スクールバス運行無し等

(3) 国や県の急な動きがあった場合には、各校園よりメール又は電話により連絡を差し上げる場合があります。

(事務担当 学校教育課・子育て支援課 電話 566-2111)